

大館市資格取得支援事業 Q&A

【手続きに必要な書類について】

①事業所で申請する際、定款に代わる書面はありますか。

→法人登記(登記事項証明書)を添付してください。

②個人事業主のため定款等がないのですが、どうすればよいですか。

→確定申告書の写し(申請日の属する前年分のもの)を添付してください。

【申請について】

①在職者が個人負担で資格取得した場合の申請者は事業所と個人のどちらですか。

→個人(在職者本人)の申請となりますが、事業所の同意書が必要になります。

②一つの資格を個人負担と事業所負担で資格を取得した場合、個人と事業所それぞれ負担した部分について申請することが可能ですか。

→できません。

③一事業所につき同一年度 3 人までとありますが、福祉系の事業所はすべて該当になりますか。

→ヘルパーステーション〇〇、デイサービスセンター△△などのサービス事業所ではなく、社会福祉法人□□会などの事業者(または法人)を一事業所とみなします。

④高校生の保護者が申請する場合、未納税額がない証明は誰の証明書になりますか。

→世帯主等の市税を納めている方の証明書になります。

⑤資格取得できなかった場合の申請期限はいつになりますか。

→合否が判明した日から6ヶ月以内となります。なお、合否の分かる書面や受験票等を添付してください。

【対象資格について】

①対象資格一覧にはない国家資格を取得した場合、対象となりますか。

→対象外です。対象となる資格は「対象となる資格一覧」に記載されているもののみになります。

②在職者ですが、仕事には必要のない資格でも対象資格一覧に記載されている資格であれば対象となりますか。

→対象とはなりません。対象資格一覧に記載されている資格の中で、仕事が必要であると事業所から同意を得た資格が対象となります。

③大型特殊と車両系の両方をセットで取得した場合、どちらも申請可能ですか。
→一人一資格になります。どちらかを選択して申請してください。

【他の補助金との併給について】

①他の補助金と併給は可能ですか。
→ハローワーク等で手続きする教育訓練給付金のみ併給できます。

【対象経費について】

①通信教育や参考書購入の費用は、対象経費として認められますか。
→資格取得における“学習”のための通信教育や参考書の購入等は認められません。その通信教育等を受講しないと受験資格を得られない、などといった資格取得に必須のものは認められます。

②受験会場が遠方です。旅費も対象となりますか。
→受験会場や講習受講のための旅費は対象経費とは認められません。

※その他分からないことがあったときは商工課商工係(☎43-7071)までお気軽にお問い合わせください。